

袖ヶ浦市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年3月22日

袖ヶ浦市監査委員 阿 津 光 夫

袖ヶ浦市監査委員 篠 原 幸 一

令和5年度定期監査の結果（令和6年1月24日付け）に対する措置

指摘事項	指摘事項に対する措置内容
<p>袖ヶ浦市道路管理及び道路占用に関する規則第9条第3項では、占有者は、当該許可に係る期間満了後継続して道路の占有をしようとするときは、道路占用許可申請・協議書により市長の許可を受けなければならないと規定されている。</p> <p>しかしながら、占有許可期間が満了している占有物件について、道路占用許可書を交付していないにもかかわらず、道路占用の継続及び道路占用料の徴収が行われていた事例が認められた。</p>	<p>道路占用料の徴収を行った91件のうち、占有許可期間が満了している占有物件57件については、令和6年3月4日付けで各占有者へ「占有期間更新許可申請について」の通知を送り、更新手続きの依頼を行った。</p> <p>また、道路以外の占有許可申請を確認したところ、法定外公共物の占有物件52件のうち31件、河川敷地占有物件12件のうち4件、護岸敷等占有物件19件のうち9件において、占有許可期間が満了していることから、道路占用と同様に「占有期間更新許可申請について」の通知を送り、更新手続きの依頼を行った。</p> <p>今後は、占有更新許可申請書を受理し、道路及びその他の占有許可書の交付手続きを行っていく。</p> <p>また、このようなことが再発しないよう、毎年度、更新案件の有無を確認できるよう占有台帳を改善し、班長及び班員間での確認を徹底するとともに、更新手続きが必要な案件については、確実に更新手続きを行っていく。</p>